

【 令和 5 年度 第 2 回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

令和 5 年 7 月 31 日開催

番号	資料名
1	宮城県地方最低賃金審議会委員名簿
2	令和 5 年度地域別最低賃金改定の目安答申文
3	令和 4 年度宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数
4	令和 5 年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況
5	物価高騰及びランク区分を 3 区分に減した決定を受けての申し入れ書 (2023 年 7 月 12 日付け東北全労協他) (写)
6	地域別最低賃金の改正決定に係わる関係労働者の意見の申し出について (2023 年 7 月 19 日付け宮城県労働組合総連合) (写)
7	意見陳述書 (2023 年 7 月 31 日付け全国一般全国協議会宮城合同労働組合) (写)
8	宮城県最低賃金の改正について (要望) (2023 年 7 月 26 日付け一般社団法人宮城県タクシー協会) (写)

宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定 数 15名	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	5名 5名 5名	任 期	令和7年5月14日
委 員	◎は会長、○は会長代理			

氏 名 職 名 等

《公益を代表する委員》

小幡 佳緒里	弁護士
◎熊谷 真宏	公認会計士
桑原 真弓	東北福祉大学教授
一言亮輔	日本放送協会仙台放送局副局長
○柳井 雅也	東北学院大学教授

《労働者を代表する委員》

阿部 祥大	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
阿部 徹	電機連合宮城地方協議会事務局長
大宮 正巳	JAM 南東北宮城県連絡会事務局長
齋藤 和彦	全日本運輸産業労働組合連合会宮城県連合会書記長
新関 直人	UAゼンセン宮城県支部次長

《使用者を代表する委員》

阿部 昌展	仙台商工会議所理事・事務局次長
稻妻 敏行	宮城県商工会連合会専務理事
佐藤 万里子	株式会社カネサ藤原屋 代表取締役副社長
成田 努	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事
半沢 章	宮城県中小企業団体中央会専務理事

注. 委員の配列は五十音順による。

令和 4 年度 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	13 (13)	1, 410 (1, 400)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	314 (305)	14, 210 (15, 640)
自動車小売業	917 (940)	7, 950 (8, 300)
産業別最低賃金合計	1, 244 (1, 258)	23, 570 (25, 340)

- ※ 令和 4 年 12 月 1 日現在の集計数である。
- ※ 平成 28 年経済センサス活動調査（母集団 D B（令和 2 年次フレーム））及び平成 4 年度賃金実態調査結果等を基に推計したものである。
- ※ カッコ内は前年度の数字である。

令和5年度 宮城県特定最低賃金改正の申出状況

令和5年7月19日現在

改正・新設 ・廃止の別	件名・適用業種の範囲	意向表明 年月日	申出 年月日	申出者 (団体名)	ケース	適用 事業場数	適用 労働者数	合意者数	合意率	備考
改正	宮城県鉄鋼業最低賃金 E22(2211、2251、2252、 229、220を除く)、L7282		R5.7.19	基幹労連 宮城県本部 委員長 青田 浩一	労働協約	13	1,410	791	56.1%	
改正	宮城県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 E28、29、30、L7282	R5.3.8	R5.7.19	電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 齊 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴		314	14,210	9,080	63.9%	
改正	宮城県自動車小売業 最低賃金 I591(5914を除く)、I590、 L7282		R5.7.19	自動車総連宮城地方 協議会 議長 杉山 剛	公正競争	917	7,950	4,282	53.9%	

2023年7月19日

宮城労働局長
竹内 聰 殿

仙台市
基幹
委員長

- 6 - 1

県

申出書

最低賃金法第15条1の規定により、宮城県鉄鋼産業における最低賃金の改定の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数

1,410名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上。
- (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。
- (3) 清掃又は片付け業務に主として従事する者。

尚、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能習得中の者」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

- ① 当該業務に従事した経験がない者で、直ちに業務の遂行が期待できない業務について認められること。したがって、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
- ② 職場の内外において、集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
- ③ 修得させるべき技能の内容、及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ④ 技能養成を実施する担当者、又は責任者が定められていること。



3. 決定を申し出る最低賃金の件名

宮 城 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金

4. 申し出の内容

上記2つの基幹的労働者に適用される最低賃金の改訂、決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概3分の1以上 (協約率は791名／1, 410名×100 = 56.1%)に達していること。	
最も低い労働協約の金額	1003円／時間額
現在適用されている法定最低賃金額	983円／時間額

6. 添付書類

- ① 労使による最低賃金に関する協定書
- ② 申告代表者に対する委任書
- ③ 宮城県下における鉄鋼業の事業者数と労働者の概要

以上

令和5年(2023年)7月19日

厚生労働省宮城労働局
局長 竹内 聰 殿



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

9,080名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る）を営む使用者に使用されている労働者。

14,210名

3. 改正を申し出る最低賃金の件名

「宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」

4. 申出の内容

上記3の最低賃金改正決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

- (1) 申出産業は、宮城県における基幹産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトも高く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きい。また、非正規労働者を含めた申出産業で働く労働者全体の賃金の底上げ、底支えをはかることにより生活の安定に寄与する。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金改正の決定を求めるものである。
- (3) 宮城県、他業種、特定産業別最低賃金（鉄鋼業、自動車小売業）との格差是正を求めるものである。
- (4) 申出産業に現在適用されている法定特定最低賃金額

時間額 919円 (令和4年(2022年)12月15日発効)

尚、賃金格差についての説明資料は別添資料の通りである。

6. 添付書類

- ・説明資料
- ・改正に合意する者の事業所と適用労働者数の一覧
- ・労働協約の写し
- ・最低賃金必要性の決議書

以上



2023年7月19日

宮城労働局長

竹内 聰 殿

宮城県角田市佐倉字宮谷

自動車総連宮城地方協議会

議長 杉山

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

「宮城県において自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者」

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

宮城県自動車小売業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

(1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該産業別最低賃金の用を受けるべき労働者の概3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

(2) 申し出産業は、労働者数、工場出荷額、生産台数（売上高、販売台数）などからみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用、消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。



【添付資料】

宮城県における自動車小売業の事業所数と、労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 宮城県における自動車小売業の事業数と、労働者の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業	917 事業所	7,950 人

2. 1のうち、最低賃金の必要性に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	労働者数
劳使協定	4 事業所	1,989 人
機関決定	13 事業所	2,293 人
合計	17 事業所	4,282 人

2023年7月12日

宮城労働局 局長殿

東北全労協議長

坪井 俊長

全国一般全国協議会中央執行委員長

平賀雄次郎

宮城全労協議長

大内 忠雄

全国一般全国協議会宮城合同労組委員長

星野憲太郎

物価高騰及びランク区分を3区分に減した決定を受けての
申し入れ書

1 中央最低賃金審議会は今年4月6日、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を取りまとめ、最低賃金の目安額を示す都道府県のランク区分について、現在の4区分を3区分に減らすことを決めました。1978年に現在のランク制度が始まってから、各県が所属するランクの見直しは何度か実施されてきましたが、ランク数の変更は初めてとなります。この目的は最低賃金の地域間格差を是正することです。

最低賃金に地域間格差があること自体問題であり、早急な全国一律最賃制度の確立が求められますが、ランク数を減らして格差是正の努力を行ったことは評価します。

2 今年1月の消費者物価指数は総合で4.3%、生活必需品など基礎支出で6.3%の上昇でした(昨年同月比)。物価上昇率よりも低い最低賃金の改定は、実質的な最賃引き下げであり大問題です。このところ株価は連日上がって近年の最高値を更新しています。しかし、労働者の生活は日増しに悪化しています。

今各県で地方審議会が始まっています。審議においては、今日の物価情勢を念頭に十分議論しつくし、非正規労働者をはじめとする低賃金労働者が生きていけるような引き上げを行うべきです。

3 労働局への申し入れ(質問)事項

- (1) 新区分において宮城県はCランクからBランクになるというが、「総合指数」等、Bランクに位置付ける理由を説明いただきたい。
- (2) 今後の見直しの時期が5年後の2028年とされた。しかし毎年ランク数の見直しを行うべきであり、5年後とする理由を説明いただきたい。
- (3) 今年春の全体の賃上げ率が物価上昇率に達していない状況である。最賃引き上げが物価上昇率以上でないと実効性を欠くと考えるが、ご意見をうかがいたい。

以上

2023 7月 19 日

地域別最低賃金の改正決定に係わる関係労働者の意見の申し出について

最低賃金の改正決定に係わる関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示（宮城労働局一般公示第2号）に基づき、地域別最低賃金の決定（改正決定）に係わる関係労働者の意見について申し出をいたします。

尚、意見については、従前どおり、宮城地方最低賃金審議会での口頭での意見陳述を申し入れます。

記

＜理由＞

現行の最低賃金では、憲法25条で謳われている健康で文化的な最低限度の生活を営むことは困難であることは明らかであり、物価上昇を上回る最賃の引き上げ、時間額1500円の早期の実現が必要と考えているため。

宮城労働局

局長 竹内 聰 様

宮城県労働組合総連合
議長 高橋 正行
仙台市青葉区五橋1丁目15-13
県労連会館1F



以上

宮城地方最低賃金審議会

会長 熊谷 真宏殿

意見陳述書

2023年7月31日

全国一般全国協議会宮城合同労働組合

星野 規子

1 「全国一律1500円」の早期実現を求める

現在私は、多賀城市に住んでおります。子供たちが長年非正規を経験していること也有って、若年層の賃金水準や最低賃金の動向に関心を抱いてきました。

昨年の最低賃金の審議においては、急激な物価高に注目が集まりました。その只中で10月から全国で最低賃金が改定されました。しかし引上げ率が物価の上昇率以下となり、効果が得られていません。そして以後も物価高は止まらず、非正規労働者をはじめ低所得者の生活が困難をきたしています。

総務省の「消費者物価指数」を見ると、今年5月を昨年5月と比較した場合、「食料品」が8.6%の上昇となっています。食料品の値上げは、私たちの家計に大きな影響を及ぼします。加えて、6月1日から行われた電気料金の値上げが生活に影響が出るのはこれからです。

海外に目を向けると、最低賃金を地域別に決めている国は実は少数で、ヨーロッパをはじめ多くの国で全国一律です。地方は、通勤手段が少なく、自家用車2~3台という世帯も少なくありません。地方でも東京、大阪と同じように生活費がかかります。物価高は全国どこの地域も襲ってきます。

私たちは低所得者の生活を守るために、最賃大幅引き上げを早急に求めます。「全国一律1500円」の早期実現を求める。

2 最賃格差の是正が急務です

昨年2022年の最賃改定では、当時の「D」「C」ランクの地方を中心にし

て22道県で中央審議会の「目安」を上回る額となりました。それは「最賃格差」を埋めようとする地域の声を受け、各県の最賃審議会が導き出したものでした。

昨年河北新報は、「人材流出 地方に危機感／（最賃の）格差縮小で引き留め狙う」と、地方の実情を記事にしています。最賃行政にはこのような動きを後押しすることが求められています。

3 岸田首相の「最賃1千円超」発言について

岸田首相は今年の最賃改定に関して「1千円超実現」に言及してきました。

ここで首相がいう「1千円」は、「加重平均」においてであり、大半の地方では今年の引上げでも「1千円以下」となることが想定されます。「1千円超」に意味があるのは、「C」「D」ランクの県でも「1千円超」を実現できたときです。「加重平均」をもって、「1千円超」を実現したかのように宣伝する手法は正当ではなく、その点でも全国一律最賃制とすべきです。

4 「4区分から3区分の変更」では抜本的格差是正になりません

今年4月6日、中央審議会の「目安制度の在り方に関する全員協議会」が、現行のABCD4段階区分を、Dランクを廃止してABC3段階区分とすることを報告しました。最賃の地域差の拡大を抑える狙いだとされています。

しかし、Cランクの引上額を、Aランクの引上額より大幅に上回るものとするなどの抜本的な方策でも採られない限り、地域間格差の解消は望めません。中央審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきです。

5 中小零細企業の賃上げを支援するための補助を求めます

最賃に張り付いている中小零細企業の賃金実態があります。

厚生労働省は、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業に対して「業務改善助成金」を支給する政策を打ち出しています。しかしこれは、「生産性向上に資する機械設備投資などを行うことを要件とし、そのうえで事業場

内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するもので、企業の賃金引き上げ原資を直接補助する制度ではありません。

低賃金に置かれている介護労働者の賃金引上げを後押しする国の補助金制度として、「介護職員処遇改善支援補助金」があります。これは事業者が賃上げに必要とした原資を、国が直接介護現場に落とす制度です。政府は最賃引き上げに関するもこのようなストレートな補助を、中小零細企業に行うべきです。

6 本年度の課題

「ことしの春闘の賃上げ率は30年ぶりの高さ」だと報じられました。「過去に経験したことのない上げ幅！」とか「満額回答相次ぐ！」などの文言が躍ります。しかし、岸田首相が述べていた「インフレ率を超える賃上げ」であったとは言えません。しかも、それらの数値の評価は大企業を中心としたものです。低所得労働者、「最賃スレスレ」で働く労働者にとっての現実は異なります。そして、その現実に焦点を当てるこそが最賃改定に求められています。

以上

宮タク協第 34 号

令和5年7月26日

宮城地方最低賃金審議会

会長 熊谷 真宏 殿

一般社団法人宮城県タクシー協会

会長 高澤 雅吉

宮城県最低賃金の改正について（要望）

謹啓 平素はタクシー事業の運営と乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在中央最低賃金審議会で2023年度の最低賃金を審議中ですが、昨年は全国平均で時給961円、前年度比31円増の目安が決定されるとともに、宮城県でも30円引き上げて時給883円とする答申が行われ、前年に引き続き時給で示す現在の方式になってから過去最大の引き上げとなりました。

本年についても、事業の賃金支払能力について詳細かつ十分な検討を重ねることなく政府の意向に沿って大幅な引上げがなされるのではないかと、極めて憂慮しております。

もとより、賃金の引上げが実現され、経済が成長するとともに、国民生活がより豊かになることは国民が均しく願うところであり、タクシー業界におきましても強く願望するものであります。賃金の引上げは、生産性が向上して初めて可能なものであり、決して先行するものではないと考えております。

また、タクシー事業は、長期的に利用客が減少し、需給バランスに均衡を欠くとともに乗務員の労働条件が著しく悪化したため、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事

業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成25年法律第83号)」が平成26年1月27日から施行され、同法に基づき設置された地域の協議会において、減車を含めた計画の実施等が行われております。

さらに、コロナ禍による運送収入の減収が現在も続いていること、及び昨年2月からのロシアのウクライナ侵攻の影響でエネルギー需要がより一層逼迫し、燃料価格の高騰が続いていること、大変厳しい経営状況にあるタクシー事業において、更なる負担増となる最低賃金の引き上げは事業の存続が危ぶまれるばかりでなく、多くの乗務員の雇用機会を失うことに繋がりかねません。

このような中、法人タクシーは雇用調整助成金や地方自治体の支援金等を最大限活用しながら乗務員の雇用を継続しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続要請を受けて日夜必死に努力を続けておりますが、未だ労働条件が十分に改善されるまでには至っておらず、タクシー事業を取り巻く環境は依然にも増して大変厳しい状況が続いております。

つきましては、貴職におかれでは、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に沿ってご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解をいただき、地域別最低賃金額の改定を答申されるにあたりましては、地域間格差と賃金支払能力を十分考慮した上で、慎重の上にも慎重にご審議をいただくよう強く要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白